

「動機の錯誤」に関する判例の状況と 民法改正の方向(上)

京都大学大学院法学研究科教授 山本敬三

Keizo Yamamoto

法制審議会民法（債権関係）部会では、民法（債権関係）の改正に向けて、最終段階の審議が進められつつある。審議の対象は多岐にわたるが、その中でも改正の方向性についてなお意見の対立が残る大きな論点の一つが、「動機の錯誤」に関する規定の新設をめぐる問題である。本稿は、この「動機の錯誤」に関して従来の判例が実際にどのような立場を採用しているかということを中心に、それを踏まえて改正の方向性を検討するものである（なお、本稿は、2014年3月18日に開催された法制審議会民法（債権関係）部会第86回会議に提出した著者の参考資料（「動機の錯誤に関する判例の状況」）および2014年4月22日に開催された法制審議会民法（債権関係）部会第87回会議に提出した著者の意見書（「動機の錯誤」に係る規定の新設に関する意見書）をもとに、その後の検討を踏まえて加筆し、訂正を加えたものである）。

I はじめに

1 「動機の錯誤」に関する民法改正の現況

法制審議会民法（債権関係）部会では、昨年（2013年）3月に「民法（債権関係）の改正に関する中間試案」（以下では「中間試案」という）が公表され⁽¹⁾、パブリック・コメントの手続を経た後、本年（2014年）夏に予定されている改正要綱仮案の作成に向けて、最終段階の審議が進められつつある。

今回の改正では、債権関係の中でも、特に契約に関する規定を中心に見直しをおこなうことが企図されている。そのため、債権編の中でも、契約ないし取引に関わる規定が検討の対象とされるとともに、総則編でも、法律行為と時効に関する規定が検討の対象とされている。本稿では、このうち、改正の方向性についてなお意見の対立が残る大きな論点の一つとして、「動機の錯誤」に関する規定の新設をめぐる問題を取り上げる。

「動機の錯誤」に関しては、現在のところ、

次のような規定を新たに設けるかどうかを検討されている⁽²⁾。

「意思表示の動機に錯誤があり、かつ、次のいずれかに該当する場合において、その錯誤がなかったとすれば表意者はその意思表示をせず、かつ、それが取引通念上相当と認められるときは、表意者は、その意思表示を取り消すことができる

目次

- I はじめに
 - 1 「動機の錯誤」に関する民法改正の現況
 - 2 本稿の課題
 - 3 取り上げる裁判例とその分類
- II 法律行為の内容型に関する判例の状況
 - 1 はじめに
 - 2 性質錯誤
 - 3 前提錯誤

(以上本号)

- III 相手方の態様型に関する判例の状況
 - 1 惹起型に関する判例の状況
 - 2 利用型に関する判例の状況
- IV 判例の状況のまとめと民法改正の方向
 - 1 判例の状況のまとめ
 - 2 民法改正の方向
- V 終わりに

(以上1025号)

(1) 動機が法律行為の内容になっているとき。

(2) 動機の錯誤が相手方によって惹起されたとき。」

このうち、(1)は、現在の判例の到達点を踏まえたものとされているが⁽³⁾、「動機が法律行為の内容になっていること」という要件がわかりにくいという指摘のほか、「動機が表示されて法律行為の内容になったとき」というよく知られた判例の定式と異なる定め方をすることについて、なお異論も示されている。また、(2)は、「動機の錯誤」が相手方によって惹起されたときは、錯誤のリスクは相手方が負担するのが当事者間の公平に合致するという考え方にもとづくものであり、これまでの裁判例でも、このような場合については緩やかに錯誤無効が認められてきたことを受けたものであるとされている⁽⁴⁾。しかし、このような規定を設けることに対しては強い異論もあり、検討は最終段階の審議に持ち越されている。

- (1) 法制審議会民法（債権関係）部会「民法（債権関係）の改正に関する中間試案」（平成25年7月4日補訂）。これは、法務省のホームページに公表されているほか（<http://www.moj.go.jp/content/000112242.pdf>）、本誌997号（2013）に収録されている。また、この中間試案について、各項目ごとにそのポイントを要約して説明する「(概要)」欄を付したものと、法務省民事局参事官室「民法（債権関係）の改正に関する中間試案（概要付き）」（平成25年7月4日補訂。以下では「中間試案（概要付き）」として引用する）も同様に法務省のホームページに公表されているほか（<http://www.moj.go.jp/content/000112244.pdf>）、商事法務編『民法（債権関係）の改正に関する中間試案（概要付き）〔別冊NBL143号〕』（商事法務、2013）として公刊されている。また、これに詳細な説明を加える「(補足説明)」欄を付したものと、同「民法（債権関係）の改正に関する中間試案の補足説明」（平成25年7月4日補訂。以下では「中間試案補足説明」として引用する）も、同様に法務省のホームページに公表されているほか（<http://www.moj.go.jp/content/000112247.pdf>）、商事法務編『民法（債権関係）の改正に関する中間試案の補足説明』（商事法務、2013）として公刊されている。

- (2) 法制審議会民法（債権関係）部会資料76A（<http://www.moj.go.jp/content/000121590.pdf>、以下では「部会資料76A」として引用する）2頁以下を参照。法制審議会民法（債権関係）部会資料66B（<http://www.moj.go.jp/content/000118125.pdf>、以下では「部会資料66B」として引用する）3頁以下も参照。
 (3) 前掲注(2)「部会資料76A」3頁を参照。
 (4) 前掲注(2)「部会資料66B」4頁以下を参照。

2 本稿の課題

以上のように、「動機の錯誤」に関する規定を明文化するかどうか、明文化するとしてどのように定めるかという点については、なお意見が分かれている状況にある。その原因の一つは、「動機の錯誤」に関して判例が実際にどのような立場を採用しているかということについて、共通の理解が形成されていないところにある。上記の提案は、まさにそれが実際の判例の立場を明文化したものであると主張するのに対して、それに反対する意見は、判例が実際に採用している立場はそれと異なるという理解——どのように異なるかについてはさらに意見が分かれるとしても——を前提にしているとみることができる。

もちろん、判例の立場の当否はそれ自体として検討すべきことであるが、その前提として、判例の理解が分かれたままでは、適切な改正を望むことはできない。かりに意見が対立したまま、明文化が見送られることになるのであれば、それは「現行法」の理解が分かれたまま残ることを意味する。錯誤法の重要性にかんがみるならば、それはゆゆしき事態といわなければならない。

そこで、本稿では、「動機の錯誤」に関して判例が実際にどのような立場を採用しているかということを明らかにし、それを踏まえて、民法改正の方向を検討することとした⁽⁵⁾。

- (5) 筆者自身、これまで錯誤に関する改正について検討したものと、山本敬三「契約規制の法理と民法の現代化(1) (2・完)」民商141巻1号1頁・2号1頁（2009）、特に141巻1号34頁以下、同「民法改正と錯誤法の見直し——自律保障型規制とその現代化」曹時

63巻10号(2011)1頁がある。改正の方向については、現在でも、基本的な立場に変わりはない。

3 取り上げる裁判例とその分類

判例の一般論によると、「意思表示の動機の錯誤が法律行為の要素の錯誤としてその無効をきたすためには、その動機が相手方に表示されて法律行為の内容となり、もし錯誤がなかったならば表意者がその意思表示をしなかったであろうと認められる場合であることを要する」とされている⁽⁶⁾。このうち、「動機が相手方に表示されて法律行為の内容とな」という点については、①動機が相手方に表示されることと②法律行為の内容になることとの関係がかならずしも明確でないことから、従来の裁判例でも、①と②の双方に言及するもの⁽⁷⁾のほか、①のみに言及するもの⁽⁸⁾や②のみに言及するもの⁽⁹⁾もみられる⁽¹⁰⁾。しかし、くわしくはⅡで明らかにするとおり、子細にみると、①のみに言及する場合でも、それによって動機が「法律行為の内容」になったと評価することが可能であり、むしろ動機が「法律行為の内容」になったと評価することができる場合に、そのことを表現するために、動機が(明示または黙示に)表示されたと判示されているとみることができる。

もっとも、従来の裁判例をさらに立ち入ってみると、このような理由づけが実際に機能しているわけではなく、むしろ相手方の態様

が決め手になっていると考えられるものも少なくないことがわかる。くわしくはⅢで明らかにするとおり、そこでは、相手方が表意者の動機の錯誤を惹起したり、表意者の動機の錯誤を利用したりしたことが錯誤無効を認める実際上の理由になっているとみることがができる。

そこで、以下では、前者の、動機が「法律行為の内容」になったか否かにより錯誤無効の成否が判断されていると考えられる場合を「法律行為の内容型」と呼び、後者の、相手方の態様により錯誤無効の成否が判断されていると考えられる場合を「相手方の態様型」と呼んで——このうち、相手方が表意者の動機の錯誤を惹起した場合を「惹起型」、相手方が表意者の動機の錯誤を利用した場合を「利用型」ということとする——区別し、それぞれの類型ごとに、錯誤無効の成否を左右する要因を分析することとする。

具体的に検討の対象として取り上げる裁判例は、動機の錯誤に関する戦後の裁判例のうち、錯誤無効を肯定したものを中心としている。しかし、否定例でも、肯定例の意義を理解する上で特に参考に値すると考えたものも含めることとしている⁽¹¹⁾。あらかじめそのリストをあげておくと、下記のとおりである。出典のうち、WLJPCAという記号が含まれているものは、Westlaw Japanのデータベースによっている。

① 法律行為の内容型

- [A 1] 最二判昭和29・11・26民集8巻11号2087頁
- [A 2] 最一判昭和32・12・19民集11巻13号2299頁
- [A 3] 最一判昭和34・5・14民集13巻5号584頁
- [A 4] 最三判昭和37・11・27判時321号17頁
- [A 5] 最三判昭和37・12・25訟月9巻1号38頁
- [A 6] 最二判昭和38・2・1判タ141号53頁
- [A 7] 最三判昭和38・3・26判時331号21頁
- [A 8] 最二判昭和39・9・25裁判集民75号525頁
- [A 9] 最二判昭和40・6・25裁判集民79号519頁
- [A10] 最二判昭和40・10・8民集19巻7号1731頁
- [A11] 札幌地判昭和42・1・13判時493号49頁
- [A12] 大阪高判昭和44・10・30高民22巻5号729頁
- [A13] 東京高判昭和45・10・5東高民時報21巻10号205頁

- 【A14】 最二判昭和47・5・19民集26巻4号723頁
- 【A15】 大阪高判昭和49・1・28判時742号63頁
- 【A16】 最一判平成元・9・14判時1336号93頁
- 【A17】 名古屋地判平成元・12・21判夕726号188頁
- 【A18】 東京地判平成2・6・14判時1375号79頁
- 【A19】 東京地判平成6・4・25判時1529号86頁
- 【A20】 東京地判平成7・12・26判時1576号51頁
- 【A21】 水戸地判平成10・2・18判夕1024号236頁
- 【A22】 仙台高判平成13・12・26金判1151号32頁
- 【A23】 東京高判平成15・2・10 2003WLJPCA02100005
- 【A24】 東京高判平成17・8・10判時1907号42頁
- 【A25】 東京地判平成19・1・16 2007WLJPCA01168007
- 【A26】 東京地判平成20・2・5 2008WLJPCA02058002
- 【A27】 東京地判平成20・11・27 2008WLJPCA11278004
- 【A28】 名古屋地一宮支判平成20・12・16判時2041号114頁
- 【A29】 東京地判平成20・12・19判夕1319号138頁
- 【A30】 東京地判平成21・2・12 2009WLJPCA02128011
- 【A31】 大阪地判平成21・7・29判夕1323号192頁
- 【A32】 広島地判平成21・12・11 2009WLJPCA12116001
- 【A33】 東京地判平成22・2・16 2010WLJPCA02168002
- 【A34】 札幌地判平成22・4・22判時2083号96頁
- 【A35】 東京地判平成22・11・24 2010WLJPCA11248011
- 【A36】 神戸地姫路支判平成24・6・29金法1978号132頁
- 【A37】 東京地判平成24・7・17 2012WLJPCA07178016
- 【A38】 大阪高判平成25・3・22金法1978号116頁

㊦ 相手方の態様型

a 惹起型

- 【B1】 東京地判昭和40・11・8 訟月12巻1号18頁
- 【B2】 名古屋地判昭和45・8・26判時613号91頁
- 【B3】 名古屋地判昭和52・11・14判時880号85頁
- 【B4】 広島地判昭和54・6・29交民12巻3号883頁
- 【B5】 東京地判昭和56・9・29判時1047号92頁
- 【B6】 東京地判昭和61・1・30判夕627号150頁
- 【B7】 横浜地判平成3・9・27判時1429号101頁
- 【B8】 東京地判平成6・12・22判時1552号88頁
- 【B9】 大阪高判平成8・3・27判時1585号35頁
- 【B10】 福岡高判平成10・8・26判時1698号83頁
- 【B11】 千葉地松戸支判平成13・3・27判時1760号113頁
- 【B12】 津地判平成15・4・2 2003WLJPCA04026001
- 【B13】 宇都宮地判平成19・2・1判夕1250号173頁
- 【B14】 東京地判平成19・2・9 2007WLJPCA02098021
- 【B15】 東京地判平成21・7・9 2009WLJPCA07098010
- 【B16】 大阪地判平成22・3・30金法1914号77頁
- 【B17】 東京地判平成22・12・1 2010WLJPCA12018003
- 【B18】 東京地判平成23・3・30労判1028号5頁
- 【B19】 東京地判平成24・1・31判時2162号74頁
- 【B20】 東京地判平成24・7・26判時2162号86頁

b 利用型

- 【C 1】函館地判昭和47・7・19判タ282号263頁
 【C 2】東京地判平成22・7・29 2010WLJPCA07298006
 【C 3】大阪地堺支判平成24・2・15金法1960号138頁

- (6) 最一判平成元・9・14判時1336号93頁（後記【A16】）。
- (7) 後記【A11】【A20】【A35】【A36】【B4】【B11】がこれにあたる。
- (8) 後記【A1】【A6】【A7】【A8】【A13】【A16】【A17】【A18】【A22】【A24】【A26】【A27】【A29】【A31】【A32】【A33】【A37】【B1】【B2】【B3】【B6】【B7】【B8】【B9】【B10】【B12】【B13】【B14】【B15】【B18】【B19】【B20】【C1】【C2】【C3】がこれにあたる。
- (9) 後記【A2】【A3】【A19】【A23】【A25】【A28】【A30】【B16】がこれにあたる（【A34】は、「契約の大前提」としている）。【A5】は、動機が表示されても、「法律行為の内容」とされていなければ、錯誤無効は認められないとする。
- (10) 裁判例の中では、①②に特に言及せずに、法律行為の要素となっていることのみ言及するものもある（後記【A4】【A9】【A10】【A12】【A21】【A38】【B5】【B17】がこれにあたる。【A14】は、錯誤無効の否定例であるが、表示の有無にかかわらず、法律行為の要素になっていないことを指摘している）。これは、②のみに言及するものに準ずるとみることができる。このほか、錯誤無効の否定例であるが、①②に言及せず、相手方が錯誤を知りまたは知りうべきであったかどうかのみに言及しているものもある（後記【A15】）。しかし、以下の本文で述べるように、これはむしろ、動機にあたるものが「法律行為の内容」とされていないことから錯誤無効が認められないという方が他の裁判例とも整合的であると考えられる。
- (11) 「動機の錯誤」に関する判例については、すでに詳細な分析・整理をおこなった研究が存在する（例えば、小林一俊『錯誤の判例総合解説』（信山社、2005）、森田宏樹「民法95条（動機の錯誤を中心として）」広中俊雄＝星野英一編『民法典の百年II』（有斐閣、1998）141頁等）。これに対して、本稿では、現在の立法提案の当否を検討するために、判例法の現在の状況を明らかにするという観点から分析・整理をおこなうこととする。

Ⅱ 法律行為の内容型に関する判例の状況

1 はじめに

まず、動機が「法律行為の内容」になったか否かにより錯誤無効の成否が判断されると考えられる裁判例からみていくことにしよう。

この「法律行為の内容」となるという表現については、それが実際にどのようなことを意味するのかがかならずしも明確ではないという指摘もある⁽¹²⁾。しかし、このような指摘がされるのは、「法律行為の内容」と債務の内容、特に給付の内容との違いが十分に意識されていないためではないかと推察される。

「法律行為の内容」には、給付の内容だけでなく、その前提となる事柄も含めることが可能である。一般に動機の錯誤とされるもののうち⁽¹³⁾、性質錯誤ないし属性の錯誤と呼ばれるもの——意思表示の対象となる物の性質に関する錯誤——は、動機が「法律行為の内容」になれば、給付の内容を構成することになる。この場合は、そのようにして性質が給付の内容を構成しているにもかかわらず、現実の給付がその性質を備えていないときに、錯誤無効が認められることになる。それに対して、理由の錯誤ないし狭義の動機錯誤と呼ばれるもの——意思表示をおこなう間接的な理由に関する錯誤——は、動機が「法律行為の内容」になっても、給付の内容を構成することになるわけではなく、条件や期限と同様に、その前提に関する合意がされたことになる。この場合は、そのようにして前提に関する合意がされているにもかかわらず、現実にはその前提が備わっていないときに、錯誤無効が認められることになる。

以下では、前者の錯誤にあたるものを「性質錯誤」と呼び、後者の錯誤にあたるものを

「前提錯誤」と呼ぶこととし、それぞれに関する従来の裁判例を取り上げ、動機がどのような場合に「法律行為の内容」になるとされているかをみていくこととする。

(12) 前掲注(1)中間試案補足説明18頁を参照。

(13) 山本敬三『民法講義I総則〔第3版〕』(有斐閣、2011) 181頁を参照。

2 性質錯誤

まず、性質錯誤が問題とされるのは、特に特定物が契約の目的物とされる場合である。この場合、その特定物が持つべき性質は、当然に「法律行為の内容」となるわけではない。そのため、それぞれの性質が特に「法律行為の内容」とされたとみることができ得る事情が必要とされている。従来の裁判例をみると、性質について明示的な合意がされる場合のほか、その種の目的物について当然に備わっていることが予定される性質や、締結過程における当事者の表示や対価の定め等から契約上予定されていると評価される性質が「法律行為の内容」になるとされていることがうかがえる。

(1) 明示的な合意

まず、性質について明示的な合意があったと考えられる場合に関する裁判例として、次のようなものがある。

例えば、【A27】は、XがYから日蓮聖人の真筆とされる曼荼羅を1億5000万円で買い受けたところ、曼荼羅が真筆によるものではなかったというケースで、「日蓮聖人 大曼荼羅御本尊 弘安四年九月 紙本 軸装 桐箱」が売買の目的とされており、Yは「品目が真正なものであることを表明し、保証する。」という特約が定められていることから、真作を目的物とすることを明示的に表示したものというべきであるとして、錯誤無効を認めている。ここでは、動機を明示的に表示したものであるが、目的物の特定の仕方のほか、保証の特約があることが決め手とされており、性質が「法律行為の内容」になっているとみることができ得る。

また、【A29】は、Xが、Aから紹介を受

け、Aを転売先として、Yにデータ管理システム等のソフトウェアを売却したが、引き渡されたCD-ROMが商品として無価値であったというケースで、製品の代金を合計7億6740万円とし、品質保証の合意もされていたのであるから、その動機は少なくとも黙示に表示されていたとして、錯誤無効を認めている。ここでは、動機が少なくとも黙示に表示されたとしているが、代金額のほか、品質保証の合意もされていたことが決め手とされており、性質が「法律行為の内容」になっているとみることが可能である。

(2) 当然に備わっていることが予定される性質

次に、一定の性質がその種の目的物について当然に備わっていることが予定される場合に関する裁判例として、【A34】がある。それによると、新築マンションの設計段階で構造計算書の偽装がおこなわれ、法定の耐震強度を満たしていないのに満たしていると誤解して、XらがYからこのマンションの区分所有権を購入したというケースで、Xらは、「法令が要求する耐震強度を満たしているから買い受ける」という動機を表示していなかったとしても、当事者双方が契約の大前提として了解している性状(法令が要求する耐震強度の具備)に錯誤があった場合は、動機が表示されたがその性状がなかった場合と同視すべきであるとして、錯誤無効が認められている。ここでは、その種の目的物について当然に備わっていることが予定されている性質は、特に表示していなくても、「法律行為の内容」を構成しているとみることが可能である。

(3) 当事者の表示・対価の定め等から予定される性質

このほか、当事者の表示・対価の定め等から一定の性質が契約上予定されていると評価される場合に関する裁判例として、次のようなものがある。

ア 当事者の表示等

まず、主として当事者の表示を手がかりとしている裁判例として、次のようなものがある。

例えば、【A21】は、美術品の販売等を営むことを目的とする会社Xが、10年来の知己である同業者Yから堂本印象作と表示のある花鳥の画幅を「間違いのない物である」というのを信じて150万円で購入したが、贋作であることが判明したというケースで、Yが明確に保証する旨を述べた事実は認められないとしつつも、XYの職業経験、両者の関係のほか、本件売買契約の締結の経緯、本件画幅の代金額等によれば、本件画幅が真作であることが明示または少なくとも黙示的には売買契約の要素であったと推認されるとして、錯誤無効を認めている。ここでは、明確に性質保証がされたとまではいいにくいとしても、性質について売主が表示し、買主がそれに応じて契約をしていることから、その性質が「法律行為の内容」とされていると評価することが可能である。

また、【A17】も、主として絵画・版画等の売買を業としていた会社Xの代表者Aは、Yが経営する画廊から、ピカソ真筆の余白署名のあるオリジナル版画と信じて本件版画を40万円で購入したところ、実はピカソの作品でないことが判明したというケースで、YがAに対し、本件版画は「パブロ・ピカソの道化師」という版画で、余白のサインもピカソの真筆であると述べ、その後、アメリカ鑑定協会上席会員名義の保証書を送付したことなどから、Xは少なくとも黙示に動機を表示していたとして、錯誤無効を認めている。ここでも、同様に、性質について売主が表示し、買主がそれに応じて契約をしていることから、その性質が「法律行為の内容」とされていると評価することが可能である。

イ 対価の定め等

次に、主として対価の定め等を手がかりとしている裁判例として、次のようなものがある。

例えば、【A19】は、XとYが、土地の売買契約を締結する際に、Yの借地権が存続するにもかかわらず、それが消滅したものと信じていたというケースで、交渉過程において、当事者間で、Yの借地権が消滅した事実を明示の上、その事実を前提に更地価格を基準と

して代金額を算定し、決定しているのであるから、借地権消滅の事実は「意思表示の内容」をなすとして、錯誤無効を認めている。

また、【A9】は、Xが、Yの言により、本件土地（合計6反9畝23歩）が水田に適する土地であって、Yに対する損害賠償債権額100万円にほぼ見合うものと信じて、本件土地を目的とする代物弁済契約を締結したが、本件土地は価値の乏しい土地であったというケースで、この目的物の価値に関する錯誤は法律行為の要素に関するものであるとして、錯誤無効を認めている。これは、法律行為の要素に関するものであるとしているが、代物弁済契約の趣旨からすると、目的物が債権額に見合うものであることが「法律行為の内容」とされているとみることが可能である。

さらに、【A13】は、XY間の調停手続において、XがYに建物を買取ってもらって土地を明け渡すことになったが、Xは本件建物に抵当権が設定されていることをYや調停委員に明かさず、抵当権の負担のないことに見合った代金額が定められたというケースで、本件建物に抵当権の負担がないことは合意の前提事項であったとともに、そのことは表示された動機であるとして、錯誤無効を認めている。これは、動機が表示されているとしているが、抵当権の負担のないことに見合った代金額が定められていることからすると、抵当権の負担がないことが「法律行為の内容」とされているとみることができる。

このほか、【A18】は、Xが、Aから賃借している土地を買受け、その部分を分筆した上、不動産会社Yに売り渡す旨の契約をしたところ、本件土地と公道との間にAが所有する带状土地が存在していたというケースで、本件土地が公道に直接接しているとYが理解していることが売買契約を締結する際にXY間で当然のこととして了解されていたほか、その带状土地の存否により本件土地の交換価値に相当の差が生じること等から、Yの動機は、本件売買契約の合意事項の一部か否かは別として、少なくとも契約締結の際に表示されているとして、錯誤無効を認めている。これは、おそらく、带状土地の存否が当事者間

でまったく話題に上ってもいなかったことから、その不存在が合意されたと言い切ることには躊躇があったものと推測される。しかし、本件土地が公道に直接接していることに見合った代金額が定められていることからすると、そのことが「法律行為の内容」とされているとみることが十分可能である。

3 前提錯誤

次に、前提錯誤については、従来の裁判例をみると、以下のように、制度の構造的な前提に関する錯誤（以下では「構造的な前提錯誤」という）とそのようなものにはあたらぬ個別的前提に関する錯誤（以下では「個別的前提錯誤」という）を区別することができる。

(1) 構造的な前提錯誤

ア 制度の構造的な前提に関する錯誤

まず、制度の構造的な前提に関する錯誤について錯誤無効を認めた裁判例として、次のようなものがある。いずれも、動機が表示ないし少なくとも黙示に表示されたとしているが、このような構造的な前提は、表示されている場合はもちろん、特に表示されていない場合でも、「法律行為の内容」を構成しているとみることが可能である。

(ア) 融資制度・担保制度の構造的な前提に関する錯誤

例えば、【A32】は、 X_1 が債務を一本化するために債権者の一人である貸金業者Yとの間で消費貸借契約を締結し、その債務を担保するために X_2 が保証契約・根抵当権設定契約を締結したが、客観的には X_1 の既存の債務は全体として過払状態にあったというケースで、 $X_1 \cdot X_2$ は、Yに対し、既存の債務が約定残高どおり存在し、その支払負担を軽減するために本件各契約を締結する旨の動機を少なくとも黙示的には表示していたといえるし、Yもこの動機を認識していたとして、錯誤無効を認めている。ここで、動機が少なくとも黙示的には表示していたとされているのは、債務を一本化するために消費貸借契約を締結する場合は、準消費貸借契約と同様に、既存の債務が存在することが構造的に前提になっていることによると考えられる。

また、【A24】は、会社Aが信用金庫Yから2500万円の融資を受ける際に、71歳の高齢で2500万円の支払能力もなかったXが連帯保証および物上保証をしたが、Aはすでに倒産必至の状態にあり、その約4ヵ月後に事実上倒産したというケースで、保証契約の時点で主債務者が破綻状態にないことは、保証しようとする者の動機として、一般に、黙示的に表示されているものと解するのが相当であり、しかも、契約の際に、XがYの担当者に対し、「この会社大丈夫ですか」と確認したところ、「大丈夫です」と返答したことなどから、Aが破綻状態にはないことを信じて保証するという動機が表示されているとして、錯誤無効を認めている。ここでも、動機が表示されているとしているのは、そもそも契約時に主債務者が破綻状態にないことが保証制度の構造的な前提になっているほか、締結過程においてそれを裏付ける当事者間の応答がみられることによると考えられる。

同様に、【A31】は、信用金庫Xが信用金庫Aの貸金債権を合併により承継する際に、Aの貸金につき信用保証をしていた保証会社Yとの間で、主債務者Bへの貸金について保証変更合意をしたが、すでにBについて破産申立てがおこなわれていたというケースで、一般に、主債務者が破産の申立てにより期限の利益を喪失していることを知ってなお、保証責任の負担の延長等をしようとする者は、通常、存在しないと考えられ、しかも、貸付金融機関であるX自身が破産申立ての事実を期限の利益の当然喪失事由として定めていたことからすると、主債務者に期限の利益喪失事由が発生していないことが当然の前提とされていると認められるとし、主債務者Bの破産申立てによる期限の利益喪失の事実がないことが、保証変更合意の動機にすぎないとしても、少なくとも黙示に表示されているとして、錯誤無効を認めている。ここでも、動機が少なくとも表示されているとしているのは、主債務者の破産申立てによる期限の利益喪失の事実がないことが、金融機関による保証制度の構造的な前提になっていることによると考えられる。

(イ) 婚姻制度の構造的前提に関する錯誤

このほか、【A37】は、AがXと婚約する時にXと前妻との離婚が成立していないことを知らなかったというケースで、婚約の当事者が独身であることは当然の前提になっているとして、Aは婚約の意思表示に際し、Xが独身であると認識していたことを当然に表示していたとして、錯誤無効を認めている。ここでも、相手方が独身であるという動機を当然に表示していたとしているのは、相手方が独身であり、婚姻が許される者であることが婚約という制度の構造的な前提になっていることによると考えられる。

(ウ) 共済制度の構造的前提に関する錯誤

また、【A33】は、Xが、生涯にわたる保障をうたうYの共済制度に加入する契約をしたが、保険業法の改正により、Yの共済制度はXの生涯にわたって保障を継続することが著しく困難な状況になったというケースで、生涯にわたる保障をうたう共済制度である以上、その加入契約は、一定のリスクはあるにしても、Yがその保険的事業および施設事業を相当程度の長期間、安定的におこなえる見込みがあることが前提になっており、当事者は、その前提が黙示的に表示された状況で契約していると評価すべきであるとして、錯誤無効を認めている。ここでも、動機が黙示的に表示されたとしているのは、生涯にわたる保障をうたう共済制度である以上、事業を相当程度の長期間、安定的におこなえる見込みがあることが構造的な前提になっていることによると考えられる。

イ 制度目的の逸脱

以上のほか、制度が前提としている目的を逸脱して利用されている場合に、錯誤無効を認めているケースもみられる。この場合も、そうした制度の目的に相当するものが「法律行為の内容」を構成しているとみることができる。

例えば、【A23】は、Aリゾート、X銀行、Yの間において、Aリゾートのゴルフクラブ会員権を購入する者がその購入資金をX銀行から借入れ、Yが購入者のX銀行に対する借入金債務を連帯保証するという提携ローン

の仕組みを利用して、Bが事業資金を調達するために名義借りをおこない、X銀行からローンの借入れをおこなったというケースで、連帯保証人であるYは、正規のローン契約が締結されることを当然の前提とし、これを「保証契約の内容」として意思表示をしたと認めるのが相当であるとして、錯誤無効を認めている。

また、【A25】は、Yが、Xに対し、自動車購入目的がないにもかかわらず、これを秘してマイカーローンを申し込み、400万円の貸付けを受けたというケースで、本件貸付けは、資金用途が自動車購入に限定されており、自動車購入目的がなければ貸付けはできないことが金銭消費貸借契約書証上明らかにされていたものであるから、Yにおいて自動車購入目的があることは「法律行為の内容」となっているとして、錯誤無効を認めている。

このほか、制度上予定していない者のために制度が利用された場合として、【A36】は、金融機関Xが、反社会的勢力であった主債務者AがXに対して負う貸金返還債務を保証していた信用保証協会Yに、保証契約にもとづき、残債務の支払を求めたケースで、Aが反社会的勢力でないので保証するという動機は、保証契約の当然の前提となっていた、または、黙示に表示されていたとし、「意思表示の内容」となっていたと認められるとして、錯誤無効を認めている（その控訴審判決である【A38】は、Aが反社会的勢力でないことは当然の前提になっているとし、要素の錯誤があるとして、錯誤無効を認めている）。

(2) 個別的前提錯誤

以上に対し、個別的前提に関する錯誤が問題となった裁判例は、数多く存在する。これらは、問題となった前提の種類に応じて、①給付の実現可能性、②給付の利用可能性、③対価の取得可能性、④目的の実現可能性、⑤リスクの程度、⑥税金の負担に関するものに分類することができる。この場合は、先ほどの構造的前提錯誤の場合と異なり、その前提が当然に「法律行為の内容」を構成するとはいえなため、特に「法律行為の内容」とされたとみることができる事情が必要とされ

ている。例えば、締結の経緯等からみて一定の前提が備わることが共通の了解になっていることや、一定の前提を備えていることを予定した代金額が合意されていること、契約の目的について特に合意されたり、その目的を実現するために必要な事柄が特に合意されたりしていることなどが、決め手とされているとみることができる。

ア 給付の実現可能性

第一に、給付の実現可能性に関する裁判例として、次のようなものがある。

(ア) 否定例

まず、【A 3】は、Yが、Xとの間で、土地の上に建物を建築する旨の請負契約を締結したが、その土地は学校用地に予定されていて建築許可が受けられないことが判明したというケースで、建築請負契約において建築確認を受けようかどうかは契約の動機にとどまるとし、本件契約にあたり、XとYとの間で、建築確認を受けようことを特に「契約の内容」とした趣旨はうかがえないとして、錯誤無効を否定している。

(イ) 肯定例

これに対して、【A12】は、XがYから貸しビルの一室を賃借する旨の契約を締結したが、本件ビルはAの所有であり、YA間に紛争があったというケースで、賃貸借契約においてYが本件建物を所有する旨が明示され、それを前提として契約が締結されたほか、賃借物も会社の事務所として長期にわたり使用することを目的としたビルの2階部分であり、ことに建設協力保証金の提供を内容としている点等に照らすと、所有権の帰属は契約の重要な要素をなしているとして、錯誤無効を認めている。

また、【A35】は、Xが営業を開始する予定である「○○の郷」にYが店舗を出店する約定があったところ、同場所の電気保安管理業務手数料等をYが負担するとの合意があったとして、XがYに対し、当該手数料等の支払を求めたのに対し、Yは、Xが「○○の郷」を営営することは客観的に不可能な状況にあったとして錯誤無効を主張したというケースで、本件合意は、Xが「○○の郷」を

営営できる状況にあることを当然の前提としていたものと認められ、このYの動機は黙示的に表示され、本件合意をしたYの「意思表示の内容」となり、法律行為である本件合意の要素となっていたとして、錯誤無効を認めている。

これらはいずれも、締結の経緯等からみて、一定の前提を備えていることが共通の了解になっているほか、そのような前提を備えていることを予定した債務を負担するという合意がされていることが決め手とされているとみることができる。

イ 給付の利用可能性

第二に、給付の利用可能性に関する裁判例として、次のようなものがある。

(ア) 否定例

まず、【A 1】は、Xが、建物の所有者Yから、同建物に現に居住するAから同居の承諾を得ることができると考えて同建物を買ったが、Aが同居を拒絶したため、同建物に居住することができなくなったというケースで、Aの承諾を得ることについてYに対し何ら表示されなかったばかりでなく、売買の際にYはXの代理人Bに対し、Aの立退きについては責任を負わない旨を申し入れていたほか、Bが手付金を持参した際に、Yの妻からその前夜にAが同居を拒絶する旨をX側に伝えてほしいという申し出があったことを告げられたのに、Bは手付金を支払ったという事実があることから、Xの動機は相手方に表示されなかったとして、錯誤無効を否定している。これは、動機の表示がされなかったのみ述べているが、Aの同居の承諾が得られることが「契約の内容」になっておらず、承諾が得られないというリスクをY側が負担していないことが決め手になっていると考えられる。

また、【A 7】は、Yが、借地上の建物をXから買い受けた際に、YもXも、本件建物の所有権を取得すれば当然にその敷地も使用できるものと考え、敷地の所有者を確かめるところか、敷地について話し合うことすらなかったというケースで、本件建物売買において建物所有権取得の目的(動機)が表示され

たという事実の証拠がないとして、錯誤無効を否定している。もっとも、借地上の建物を買い受ける場合に敷地の利用権を取得することは、構造的な前提とみてもおかしくはなく、この場合はむしろ、表示の有無を問うことなく、「法律行為の内容」になっていると評価すべきだろう。

(イ) 肯定例

これに対して、【A4】は、XがYから造林事業に供するために山林を買い受ける際に、YがXに対し、本件山林の北側山麓に開鑿道路が開通したので造林事業の経営上きわめて有利であると説明したので、Xがこれを真実であると信じて、当初の買受希望価額を大幅に上回る代金で買い受けたが、実際にはそのような開鑿道路は存在しなかったというケースで、北側山麓道路が存在することは本件売買契約の要素をなすものであるとし、錯誤無効を認めている。この場合は、売主の表示のほか、一定の前提を備えていることを予定した代金額が合意されていることが決め手とされているとみることができる。

ウ 対価の取得可能性

第三に、対価の取得可能性に関する裁判例とみることができるのは、【A30】である。そこでは、被相続人Aの生前に、A、Aの妻X、Aの前妻との間の子Yの三者で、Aの死亡後はYがXに対し毎月16万円を給付する代わりに、Xは相続を放棄するとの覚書を交わし、Aの死亡後に、Aの遺産である不動産をYが取得する旨の遺産分割協議がされたが、覚書で約束されたXへの給付がされなかったというケースで、本件遺産分割協議に際して、Xはもちろん、Yもまた、本件覚書契約の存在を十分に認識し、月額16万円の給付金を支払う必要があると考えていたとして、本件覚書契約の存在ゆえに、本件遺産分割協議に応じる意思表示をしたというXの動機は、Xの「意思表示の内容」として明示され、Yもこれを認識していたとして、錯誤無効が認められている。この場合は、締結の経緯からみて、一定の前提のもとに合意をしていることが共通の了解になっていることが決め手になっていると考えられる。

エ 目的の実現可能性

第四に、目的の実現可能性に関する裁判例として、次のようなものがある。

(ア) 否定例

まず、【A15】は、買換目的でおこなわれた土地の売買に関するものであり、Xが、代替地をAから取得することができると思っていて、X所有の土地をYに売り渡す旨の契約を締結したが、代替地をAから買い受けることができなかつたというケースで、錯誤無効が認められるためには、Xが代替地を買い受けることができないのにできるという錯誤をしていることを、Yが知っていたかまたは知りうべきであったことが必要であるとした上で、本件では、Yが知っていたかまたは知りうべきであったことを認めるに足る証拠はないとして、錯誤無効を否定している。ここでは、錯誤の認識可能性がないことが理由とされているが、代替地を買い受けることができるかどうかは売主が負担すべきリスクであり、そのようなリスクを買主に転嫁することが「契約の内容」とされていない以上、錯誤無効は認められないという方が他の裁判例とも整合的だろう。

また、【A14】は、決済目的でおこなわれた定期預金契約の解約ないし支払委任に関するものであり、XA間の土地売買契約の合意解除と山林の交換契約の締結により、XがAに対して負担した清算金債務を弁済するために、XがYとの間で締結していた定期預金契約を合意解約し、その払戻金をAに給付することをYに委任し、それにもとづいてYが払戻金をAに支払ったが、売買契約の合意解除および土地交換契約が錯誤により無効であり、清算金債務は存在しなかったというケースで、Aに対する支払の動機は、Yに表示されたかどうかにかかわらず、本件定期預金の解約および支払委任という法律行為の要素となるものではないとして、錯誤無効を否定している。ここでも、定期預金を解約した払戻金を何のために用いるかは預金者が負担すべきリスクであり、そのようなリスクを相手方に転嫁することが「法律行為の内容」とされていない以上、錯誤無効は認められないとみるこ

とができる。

(イ) 肯定例

これに対して、【A8】は、学校法人Xが、表面上は緑地拡張のためとするが、軍用地とすべき予定のものであることを契約の内容条件として本件土地をY（大阪府）に売り渡したが、その後、本件土地が軍のために使用されるべき事情はなかったことが判明したというケースで、軍用地として使用されるべきことが本件土地の売買契約の動機として相手方Yに表示されていると認めるのが相当であり、しかも、重要な事実について錯誤があったものといえることができるとして、錯誤無効を認めている。ここでは、動機が相手方に表示されているとしているが、軍用地として使用されるべきことが「契約の内容条件」とされ、当事者の共通の了解になっていたことが決め手にされているとみることができる。

また、【A11】は、宅地造成・分譲を目的とした土地の売買に関するものであり、土地の売買契約において、本件土地が保安林に指定される予定であることを売主Xが知っていたにもかかわらず、宅地造成・分譲を業とする買主Aに宅地造成・分譲を目的として本件土地を売却したケースで、この目的は本件土地の売買契約書に「本契約締結と同時に、XはAが第三者に対し分譲販売を行うに必要なすべての行為を承認する」旨が記載されている事実からも、明らかに表示されており、かつ、Xはこの目的を知っていたことから、「法律行為の内容」の錯誤となるとして、錯誤無効を認めている。ここでは、契約書に目的を前提とした記載がされていることが決め手になっているとみることができる。

このほか、【A10】は、決済目的でおこなわれた不動産の売買に関するものであり、Yが、AがXに対して負担する借受金債務を引き受け、これと売買代金を相殺することを約して、Xに本件土地および附属建物を売却したが、XはAに対する債権をすでに他に譲渡し、その旨をAに通知していたというケースで、Yには要素の錯誤があったとして、錯誤無効を認めている。ここでは、債務を引き受け、これと売買代金を相殺することが約され

ていることから、決済目的が「法律行為の内容」になっていると評価されたものとみることができる。

さらに、【A28】は、権利を確保することを目的とした示談に関するものであり、交通事故により、被害者Xが脊柱関係と歯科関係の傷害を負い、加害者Yが加入する保険会社Aとの間で、脊柱関係につき障害等級11級7号とされたことをもとに示談をおこなったが、歯科関係の後遺障害について障害等級11級4号を受けたことについては当事者双方が失念したままになっていたというケースで、交通事故にもとづく損害賠償の示談につき、後遺障害についての等級認定を待ってこれにもとづいておこなうときは、特段の事情がないかぎり、前提となった等級認定をもとに、これ以外には当該交通事故にもとづく後遺障害や等級認定が存在しないものとして、示談を成立させるものであり、前提となった等級認定や障害以外には、障害や別の等級認定がないことを前提とする旨の当事者の「意思の合致」があったと考えるのが、当事者の合理的な意思に沿うとして、歯科関係の後遺症に関する限度で錯誤無効を認めている。

オ リスクの程度

第五に、リスクの程度に関する裁判例として、次のようなものがある。

(ア) 否定例

まず、他に担保が存在することを信じて担保を提供する場合は、それが特に「契約の内容」とされていないかぎり、錯誤無効は認められないとした例が多い。

例えば、【A2】は、AがXから40万円を借り受ける際に、Yが、Aから、Bも連帯保証人であると欺罔され、その旨を誤信した結果、Aの債務について連帯保証をしたというケースで、保証契約は、保証人と債権者との間に成立する契約であって、他に連帯保証人があるかどうかは、通常は保証契約をなす単なる縁由にすぎず、当然にはその「保証契約の内容」となるものではないとし、本件では、Bも連帯保証人となることを特に「保証契約の内容」とした旨の主張・立証がないとして、錯誤無効を否定している。

また、【A 6】は、Yが、Aの依頼にもとづき、AがXから借入れをする際に保証をすることを承諾し、借用証書に保証人として署名捺印してAに渡し、AがXにこれを差し入れたが、Yは、Aから、Bも保証すると告げられ、借用証書にはすでに保証人Bと表示されていたというケースで、かりにYが保証契約をしたのはBが共同保証をすると信じたからであったとしても、Xとの間の保証契約の締結にあたり、そのような動機が表示されたことを認めるべき証拠はないから、本件保証契約の要素とはならなかったというべきであるとして、錯誤無効を否定している。ここでは、動機が表示されなかったとしているが、その結果、Bが共同保証することがXY間の「保証契約の内容」とされていないことが錯誤無効を否定する決め手になっているとみることができる。

(イ) 肯定例

これに対して、【A22】は、Y₁がAとの間で代金約2億5000万円の工事請負契約をおこなない、この工事代金により返済されるものと信じて、Y₁がXから1500万円の貸付けを受ける際に、Y₁の代表者Y₂のほかY₃・Y₄が連帯保証をしたが、Y₁とAの間の工事請負契約の内容は架空であり、工事代金が支払われる可能性が当初からまったくなかったというケースで、本件工事代金の支払およびそれによる返済の蓋然性が高いものであるとXが認識し、判断して貸付けがおこなわれ、Y₃・Y₄も同様の認識のもとで、自己が保証人として本件貸金を返済する事態が発生する恐れは少ないと信じて連帯保証契約をしたことから、このことは黙示にY₃・Y₄らからXに対し表示され、両者間の共通の認識となっていたとして、錯誤無効を認めている。ここでは、締結の経緯等からみて、一定の前提が備わることが当事者の共通の了解になっていたことが決め手とされているとみることができる。

カ 税金の負担

第六に、税金の負担に関する裁判例として、次のようなものがある。

(ア) 否定例

まず、【A 5】は、XY間における土地の

売買契約の際に、Xにかかる譲渡所得税の賦課に関してY側で税務署と折衝して法律上可能なかぎり税額を低くとどめるように努力するという諒解事項があったというケースで、「動機が表示されても意思解釈上動機が法律行為の内容とされていないと認められる場合には、動機に存する錯誤は法律行為を無効ならしめるものではない」とした上で、Xに対する譲渡所得税を税務署に対するY側の折衝によりできるだけXが主張する程度に低額に決定徴収させることが本件「売買契約の内容」にまでされていたと認めるに足る証拠がないとして、錯誤無効を否定している。

(イ) 肯定例

これに対して、【A16】は、離婚に伴う財産分与として夫婦の一方Xがその特有財産である不動産をYに譲渡した際に、Yに課税されるものと信じていたが、分与者であるXに譲渡所得が生じたものとして課税されることが明らかになったというケースで、Xは、財産分与を受けるYに課税されることを心配してこれを気遣う発言をしていたほか、Yも、自分に課税されるものと理解していたことがうかがわれることから、他に特段の事情がないかぎり、自分に課税されないことを当然の前提とし、かつ、その旨を黙示的には表示していたとして、錯誤無効を認めている。これは、前提を黙示的には表示していたとしているが、むしろ、締結の経緯等からみて、その前提が備わることが当事者の共通の了解になっていたことが決め手とされているとみべきだろう。

また、【A20】は、XとYの先代Aが、土地の交換契約を交換差金等以外の課税問題が生じないことを前提として締結したが、課税庁から法人税法50条・所得税法58条の適用を否定されて課税されたというケースで、XとAは、双方に交換差金等以外の課税問題が生じないで交換を実現できるという動機を相手方に表示しており、かつ、多額の課税負担を免れないとすれば、Xは本件交換の申込みをせず、Aもその承諾をしなかったといえるとして、この点は本件交換の「意思表示の内容」の重要な部分、すなわち交換契約の要素

になっていたとして、錯誤無効を認めている。ここでも、締結の経緯等からみて、双方に交換差金等以外の課税問題が生じないという前提が備わることが当事者の共通の了解になっていたことが決め手とされているとみることができる。

このほか、【A26】は、XがYの自己株式をAから取得してYに売却する際に、Xが株式をAからの取得価額と同一の価額でYに売却し、Xに譲渡所得税がかからないことを前提としていたのに、後に所轄税務署がXに配当所得があったと判断し、多額の課税がされることが判明したというケースで、本件

売買の経緯に照らせば、XはAからYへの本件株式の移転に形式的に介入するのみで、Xは本件売買により何らの利益を得ることがない一方、何らの金銭的負担も生じないことをXYとも当然の前提としていたことから、本件動機はXY間において黙示的に表示されていたとして、錯誤無効を認めている。ここでも、動機が黙示的に表示されたとしているが、締結の経緯等からみて、Xに何らの金銭的負担も生じないことが当然の前提として当事者の共通の了解になっていたことが決め手とされているとみることができる。

(つづく)

「動機の錯誤」に関する判例の状況と 民法改正の方向(下)

京都大学大学院法学研究科教授 山本敬三

Keizo Yamamoto

Ⅲ 相手方の態様型に関する判例の 状況

I 3で述べたとおり、従来の裁判例をみると、Ⅱで取り上げた裁判例のように、動機が「法律行為の内容」となったかどうかではなく、相手方の態様が錯誤無効の成否を判断する決め手になっていると考えられるものが相当数存在する。これはさらに、相手方が表意者の動機の錯誤を惹起した場合(惹起型)と相手方が表意者の動機の錯誤を利用した場合(利用型)に分かれる。

1 惹起型に関する判例の状況

(1) 不実表示型

このうち、相手方が表意者の動機の錯誤を惹起した場合の多くは、相手方が誤った表示をすることによってそのような動機の錯誤が惹起されている。これをさしあたり、「不実表示型」と呼ぶことにしよう。表意者と相手方との間に情報・交渉力の構造的な格差がある場合——以下では「構造的格差型」という——のほか、そのような構造的な格差があるわけではないが、相手方の誤った表示により、表意者が誤った決定をしてしまった場合——以下では「決定侵害型」という——もかなり存在する。

以下でみるように、ここで取り上げる裁判例は、いずれも錯誤無効を認めているが、理由づけはさまざまである。「法律行為の内容」になっているとするものもあるが(【B 4】【B 11】【B 16】)、多くの裁判例では、表意者の側が動機を表示、少なくとも黙示的に表示

しているという理由で無効が認められている(【B 1】【B 2】【B 3】【B 6】【B 7】【B 8】【B 9】【B 10】【B 12】【B 13】【B 14】【B 15】【B 18】【B 19】【B 20】)。しかし、これらのケースでは、表意者は、相手方の誤った表示によって動機の錯誤に陥っているわけであるので、そのような相手方に対して表意者が動機を表示したことを問題にするのは、不自然である。実際には、相手方の誤った表示により、表意者に動機の錯誤を惹起したことが、錯誤無効を認める決め手になっているとみるべきだろう。

ア 構造的格差型

まず、当事者間に情報・交渉力の構造的な格差がある場合に関する裁判例として、次のようなものがある。

(ア) 公法人との取引

第一は、公法人との取引に関する裁判例で

目次
I はじめに
1 「動機の錯誤」に関する民法改正の現況
2 本稿の課題
3 取り上げる裁判例とその分類
Ⅱ 法律行為の内容型に関する判例の状況
1 はじめに
2 性質錯誤
3 前提錯誤
(以上1024号)
Ⅲ 相手方の態様型に関する判例の状況
1 惹起型に関する判例の状況
2 利用型に関する判例の状況
Ⅳ 判例の状況のまとめと民法改正の方向
1 判例の状況のまとめ
2 民法改正の方向
V 終わりに
(以上本号)

あり、【B1】がこれにあたる。それによると、通信局からの土地買入れの申込みに対し、Xが、営繕課長A（契約担当官吏である通信局長から交渉を委任されていた者）から「売却に応じなければ進駐軍の手によって強制接收することになる」といわれたのを信じて、国Yに本件土地を売却したケースで、契約担当官吏から交渉を委任された当該所管課長AがXに述べた事実は本件売買契約の当事者間において表示されていたものと解するのが相当であるとして、錯誤無効が認められている（ただし、控訴審では、錯誤無効は否定されている）。これはまさに、情報・交渉力の構造的な格差のある相手方の不適切な表示により、表意者に動機の錯誤を惹起したことが、錯誤無効を認める決め手になっているとみることができる。

(イ) 投資取引

第二は、投資取引に関する裁判例であり、次のようなものがこれにあたる。

まず、【B16】は、Xが、証券会社Y₁から元本毀損リスクを有する仕組み債を購入する際に、Y₁の担当者Y₂による「年15%、10年で150%で回る」とか、株式と同じようなものと誤信させる言辞によって、本件仕組み債は元本毀損リスクなしに年15%の利回りを相当程度の確実さをもって期待することができるものと誤信したというケースで、Xの誤認は、Y₂らの不十分な説明と不適切な言辞によって惹起されたものであり、Xによる本件仕組み債を購入する旨の「意思表示の内容」になっているとして、錯誤無効を認めている。これは、「意思表示の内容」になるとしているため、上述した法律行為の内容型にあたりとみることでもできるが、証券会社という情報・交渉力の構造的な格差のある相手方から不適切な説明を受けたために錯誤に陥っていることが錯誤無効を認める決め手になっているとみることでもできる。

また、【B14】は、近く上場予定であり、上場すれば値上がりが確実であるとのYの勧誘を受けて、YからA会社の未公開株式をX₁が10株買い取ったほか、X₁がX₂を代理して同様に10株買い取ったが、実際には上場

の予定がないものであったというケースで、Yの言動によって短期間でA会社が株式を上場するとの見通しを持つにいたったという事情等に照らすと、YもX₁・X₂がこのような錯誤に陥っていたことは十分に知っていたと認めるのが相当であり、X₁・X₂の動機は明示または黙示に表示されていたとして、錯誤無効を認めている。これは、X₁も証券会社の元社員であった者であるため、情報・交渉力の構造的な格差があるとはいいいにくいケースであるが、ここでも、表意者の動機が明示または黙示に表示されていたというよりは、その動機の錯誤が相手方の誤った表示によって惹起されたことが錯誤無効を認める決め手になっているというべきだろう。

イ 消費者契約

第三は、消費者契約に関する裁判例であり、次のようなものがこれにあたる。

【B12】は、Yが、Aの担当者Bから、医療事務の勉強をしてその仕事をする収入がふえ、教材を購入するためのローンも返済することができるとの勧誘を受けて、Aから本件教材を買い受けたというケースで、Yは、本件教材の売買契約を締結すればローンの返済をなしうる程度の在宅ワークの提供を受けられると誤信し、そのために締結するものであることをAに述べたというべきであるとして、錯誤無効を認めている。

また、【B19】は、Xが保険会社Yと自動車保険契約を締結する際に、Xが成績計算期間を3年から1年に変更することを求めたのに対し、Yの担当者Aが短縮することはできないと回答したのを受けて、成績計算期間を3年とする特約を締結したが、実際には短縮が可能だったというケースで、Xの動機はYに表示されていたとして、錯誤無効を認めている。

以上はいずれも、表意者の動機が表示されていたとしているが、むしろ、その動機の錯誤が情報・交渉力の点で構造的な格差のある相手方の誤った表示によって惹起されたことが決め手になっているというべきだろう。

このほか、【B11】は、交通事故の後遺障害の賠償について、Xは、交通事故の加害者

Y₁が保険契約を締結していた保険会社Y₂の担当者Aの説明を受け、後遺障害の損害額は自賠責保険の保険額しか認容されないものと判断して、この前提のもとに示談契約をしたというケースで、XとAとの間では、「自賠責保険の保険金額しか認容されない」ことが明示または黙示的に表示されていたから「意思表示の内容」になるとして、錯誤無効を認めている。

同様に、【B4】は、交通事故の加害者Y₁の使用者Y₂が保険契約を締結していた保険会社Aの社員BがY₂の代理人として被害者Xらと示談交渉にあたった際に、Bの言動から、Xらは自分たちの被った休業損害および慰謝料につき自賠責保険の査定金額しか認容されないものと誤解し、この前提のもとにBの提示した金額でY₁・Y₂との間で示談契約を締結したというケースで、XらがBの提示した金額に対し何らの異議を唱えることなくこれを了承したこと、Bは本件前提事項を了知しえたものと解され、本件前提事項は黙示的に表示されていたことから、それが「意思表示の内容」になったとして、錯誤無効を認めている。

これらはいずれも、「意思表示の内容」になるとしていることから、上述した法律行為の内容型にあたりとみることもできるが、保険会社という情報・交渉力の構造的な格差のある相手方の不適切な説明によって錯誤が惹起されたことが錯誤無効を認める決め手になっているとみることもできる。

ウ 決定侵害型

これに対して、以上のように構造的な格差があるわけではないが、相手方の誤った表示により、表意者が誤った決定をしてしまった場合に関する裁判例として、次のようなものがある。

(ア) 売買

まず、売買に関する裁判例として、例えば、【B7】は、老朽船であっても、内航登録ナンバーを有する船舶には船舶建造の引当資格が付与されることから、Xが所有する船舶には1000万円以上の財産価値があったにもかかわらず、YがXに対し執拗に本件船舶を売り

渡してくれるように求め、これを180万円で買い取ったというケースで、契約交渉の際に、XがYに対し、内航登録ナンバーが高く売れることはないかと尋ねたところ、Yはそんなことはないかと断言している等の事実によれば、Xの売渡しの意思表示には表示された動機の錯誤があったものとして、錯誤無効を認めている。

また、【B9】は、Xが、公道から買受け土地までの道路について、真実は郵政省管理通路であるのに、一般的に通行可能な開拓道路であると誤信して本件土地を買い受けたというケースで、現地案内のときの状況や物件説明書の記載（「道路南側に開拓道路（幅員3.5m）あり」）からすると、買主Xの動機は少なくとも本件売買契約の締結の際に表示されていたものと認められるとして、錯誤無効を認めている。

さらに、【B20】は、Xが、Yから、陶磁器等につき、Yが会長と呼んでいる日本有数の美術コレクターのコレクションから、通常価格の10分の1程度で手に入るものであり、そのうち陶磁器は百貨店から購入した間違いがないものと告げられて、購入したというケースで、XがYからの話をもとに本件陶磁器等の入手先について誤解しているにもかかわらず、Yがこれを正すこともせず、本件陶磁器等は価値の高いものであるが、Yと所有者との関係で通常価格より大幅に安く購入することができることを誤信したXに本件陶磁器等を販売し続けたことから、Xの動機は黙示に表示されているとして、錯誤無効を認めている。

以上はいずれも、表意者の動機が（黙示に）表示されたことを理由としているが、むしろ、その動機の錯誤が相手方の誤った表示によって惹起されたことが錯誤無効を認める決め手になっているとみるべきだろう。

このほか、【B17】は、Xが、Yから分譲マンションのモデルルームとして使用する目的で建物を賃借したが、建築基準法上の規制により地下は駐車場以外の用途には使えない建物であることが判明したというケースで、本件建物は地下部分はその床面積の大半を占

めている建物であり、貸工場・店舗・営業所として使える旨のチラシ広告が出されていたのであるから、本件建物の賃貸借においては、本件地下部分をモデルルームを含む店舗として適法に使用できることを当然の前提としていたとし、本件地下部分の用途制限は、宅地建物取引業者がこれを売買、賃貸するにあたって説明すべき重要事項であり、本件用途制限によって、適法には本件地下部分を意図したとおりに使用することができないことになるのであるから、要素の錯誤があるとして、錯誤無効を認めている。ここでは、締結の経緯等からみて、本件地下部分を店舗として適法に使用できることが当事者の共通の了解になっていたとみる余地もあるが、少なくとも相手方の不適切な表示によって表意者が錯誤に陥っていることから錯誤無効が認められたとみることができる。

(イ) 担保

次に、担保に関する裁判例として、例えば、【B5】は、YがXに対し、合計1607万円の債務があるとのXの主張を信じて、その担保として、Aに対する73万8860円の債権を譲渡したところ、YのXに対する債務は25万円しかなかったというケースで、Yが債務額を誤認せず、金額を認識していれば、債権譲渡をしなかったと考えられ、この錯誤は要素の錯誤にあたるとして、錯誤無効を認めている。これは、動機が表示されたことや「法律行為の内容」になったことには特に言及せずに、法律行為の要素になっていることのみ言及しているが、表意者の錯誤が相手方の誤った表示によって惹起されたことが錯誤無効を認める決め手になっているとみることができる。

また、【B6】は、公証人と称するAが公証人役場開設資金を信用金庫Yから借り入れる際に、Aの行きつけの中華そば店の従業員であり、公証人役場の事務員として採用されると誤信していたXがその担保として根抵当権を設定したというケースで、Xは、Aが公証人であり、Yからの借入金は公証人事務所の開設資金に使用され、Xはこの事務所に雇用される旨のAの説明を信じたために担保提供をしたもので、かつ、Yの融資係長Bはこ

の事情を熟知していたものと認められ、Xの面前でAがBに対し、開設される事務所でXが働くことになる旨告げていること等を勘案すると、Xは、Aの言動を介してYに対し、上記の動機を黙示のうちに表示していたものと認めることができるとして、錯誤無効を認めている。ここでも、表意者の動機が黙示に表示されていたというよりは、その動機がAの誤った表示によって形成され、相手方であるYもそのことを知っていたことが決め手になっているというべきだろう。

(ウ) 相続

このほか、相続に関する裁判例として、例えば、【B10】は、会社Y₁の株式を保有していたAからその一部を譲り受け、Y₁の取締役役に就任していたY₂が、Aの死亡後、相続人Xらに対し、Aには一般債権者から多額の借入れがある等と誤信させ、Y₁の顧問税理士Bからもその旨を説明した結果、Xらが家庭裁判所に相続放棄の申述をしたというケースで、Xの動機は、事実上および法律上利害関係を有するY₁らに黙示的に表明されているとして、錯誤無効を認めている。

また、【B15】は、Aの遺産の分割協議に際して、Xが、Yから、法定相続分および遺産の範囲について、法律の規定と異なる説明を聞き、それを前提としてYと遺産分割の交渉をし、分割案がXにとって有利であると信じて、遺産分割協議書に署名押印等をしたが、実際には、法律の規定に照らし、Xにとって相当不利な内容のものだったというケースで、Xが本件分割案を了承したのは、Yの説明が正しく、本件分割案がXに有利な内容であるからであるという動機は、Yらに対し、少なくとも黙示的に表示されていたとして、錯誤無効を認めている。

これらはいずれも、表意者の動機が黙示に表示されたことを理由としているが、むしろ、その動機の錯誤が相手方の誤った表示によって惹起されたことが錯誤無効を認める決め手になっているというべきだろう。

(2) 誘導型

従来の裁判例をみると、以上のように相手方が誤った表示をしたというよりも、表意者

が誤信するような誘導がおこなわれたと評する方が実態に合っているとみられるケースに関するものも存在する。これをさしあたり、「誘導型」と呼んでおこう。ただ、この場合も、相手方が積極的な働きかけをした結果、表意者が錯誤に陥っているわけであるので、これもまた、相手方が表意者の錯誤を惹起した場合にあたりとみることができる。

ア 労働関係

まず、労働関係に関する裁判例として、例えば、【B2】は、女子従業員が結婚したときは退職することを要するという慣行が有効であると考えて、女子従業員Xがやむをえず退職願を提出し、会社Yとの間で合意解除がされたというケースで、Yは当該慣行の存在を理由にXに対し、これにしたがうべきことを要求し、Yはこの要求に応じて退職願を提出したのであるから、Xの動機は表示されたものとし、錯誤無効を認めている。

また、【B3】は、同僚Aの失踪原因について使用者Yに事情を申告したXが、申告に一部偽りがあることを追及され、他に秘匿していることがあれば退職する旨の詫び状を提出した後に、Y側がすでにXがAとともに民青に所属していることを承知していたことから、民青のことは知られていないと思いついていたXに対し、Yの部長Bらが民青関係の資料を提示したところ、Xは、これが詫び状にいう偽りに該当すると誤信して、Yに退職届を提出し、Yが即時にこれを受理したというケースで、詫び状作成の経緯および民青資料提示直後の退職の意思表示であることから、BらがXの退職の意思表示の理由を察知していたことに照らし、Xの動機は黙示的に表示されていたとして、錯誤無効を認めている。

さらに、【B13】は、スポーツクラブの経営等をおこなう会社Yが、運営するゴルフクラブの収支状況が厳しいこと等から、在職キャディXらに対し、いったん雇用契約を終了し、期間契約の契約社員として再雇用することとし、Yの社長Aが、2月15日までに新条件のもとで働く意思を表明しない場合は、4月以降継続して勤務できない旨を示唆しつつ、表明をした場合は4月以降も勤務できる

ことを説明したところ、Xらは、Yの説明等から、キャディ契約書を提出しなければ働くことができなくなると誤信して、キャディ契約書を提出したというケースで、Xらの動機は黙示に表示され、Yもこれを知っていたとして、錯誤無効を認めている。

このほか、【B18】は、会社Yの従業員Xは、出退勤時刻を一定期間にわたり繰り返し虚偽申告したり、旅費や交通費を不正請求する等の事実があったことから、懲戒解雇を恐れて、自主退職の意思表示をしたが、実際にはXを懲戒解雇することは社会通念上相当といえなかったというケースで、Xは、Yからの事情聴取において、在職したい意向が強いことを述べ、懲戒解雇と自主退職といずれが得かを尋ねたのに対し、Yの人事担当者らは「天と地の差がある。重みも、傷も違う。世間の認め方も違う。」などといったほか、Xが、退職の意思表示をする直前に、「私の場合は懲戒解雇があって、2種の選択の中で自主退職をとということで、言い出した」と発言したことからすると、Xは、Yに対し、本件退職の意思表示の動機は、懲戒解雇を避けるためであることを黙示的に表示したものと認められるとして、錯誤無効を認めている。

以上のケースは、相手方(使用者)が誤った表示をしたというよりは、表意者(労働者)が誤信するような誘導をおこなったと評する方が実態に合っている。いずれも動機が(黙示に)表示されたことを理由としているが、むしろ、相手方がそのような誘導をおこなったことが錯誤無効を認める決め手になっているというべきだろう。

イ 慰謝料放棄の合意

以上のほか、【B8】は、X女とY男が男女関係を解消する際に、YがXに対し300万円の慰謝料を支払う旨の合意をしたが、その後、Xは、Yが以前と変わらない態度で接し、Xを下宿に泊めたりしてくれたことから、Yとの関係を取り戻せるならと考えて、Yの求めにしたがい、慰謝料放棄書に署名指印したが、Yの方は、もともとXとは結婚する意思はなかった上、Xの母のいやがらせや弁護士からの厳しい追及を受けて不本意な合意を締

結させられてしまったことから、Xに対する愛情をまったく失っていたにもかかわらず、Xに上記のように接したのは、もっぱら本件合意の効力を覆すために、慰謝料放棄書を作成させる目的によるものだったというケースで、Yは、XがYの示した態度からYとの関係を回復することができるとの期待を抱き、その期待のもとに慰謝料を放棄する旨の意思表示をしたということを知っていたものというべきであるとして、この動機は黙示的には表示されていたといつてよいとし、錯誤無効を認めている。ここでも、YがXの動機を知っていたことが理由としてあげられているが、むしろ、YがXを誘導して自分に有利な法律行為をさせていることが決め手になっていると考えられる。

2 利用型に関する判例の状況

このほか、以上のように、相手方が表意者の動機の錯誤を惹起したわけではなく、表意者が動機の錯誤に陥っているのを相手方が利用したとみられる場合に関する裁判例もある。以下にみるように、これらにおいては、表意者が錯誤をしている事柄が相手方の側に関する事柄であるにもかかわらず、相手方がそれを正すことなく、自己に有利な契約をしていることが錯誤無効を導く決め手になっているとみることができる。

例えば、【C 1】は、Xが反戦集会に参加して逮捕拘留されていたことは懲戒解雇事由にあたらぬにもかかわらず、Xの父親が、依頼退職をしなければ懲戒解雇処分になると誤信して、Xを説得し、使用者Yに対し依頼退職の意思表示をさせ、それが受理されたというケースで、Xの動機は黙示的にYに表示されていたといえるとして、錯誤無効を認めている。このケースでは、Xが錯誤をしている事柄がYの側に関する事柄——Yが懲戒解雇をすることができるかどうか——であるにもかかわらず、Yがそれを正すことなく、Xが依頼退職をするというYにとって有利な意思表示をそのまま受理していることが決め手になっているとみることができる。

また、【C 2】は、Y₂から資金調達をして

Xに融資したY₁が、Xが所有する不動産に根抵当権の設定を受けた後、三者間で、根抵当権の一部をY₂に譲渡するとともに、当該根抵当権の債務者をXからY₁に変更する合意をしたが、Xは、当該根抵当権がXへの融資に関連する債務以外のY₁の債務も担保することまで認識して変更合意に応じたのではなかったというケースで、Xに融資するための資金をY₂がY₁に貸し付けるためには、Xが本件変更合意に応じなければならないことを認識し、やむなくこれに応じたというXの動機は、明示または黙示にY₁・Y₂に表示されていたとして、錯誤無効を認めている。このケースでも、Xが錯誤をしている事柄がY₁・Y₂の側に関する事柄——Xへの融資に関連する債務以外のY₂に対するY₁の債務も担保するために根抵当権を変更すること——であるにもかかわらず、Yがそれを正すことなく、自己に有利な変更合意をしていることが決め手になっているとみることができる。

さらに、【C 3】は、貸金業者Aとの間で継続的金銭消費貸借取引をおこなってきたXが、Aに対して過払金を有していないものと誤信して、Aとの間で何らの債権債務がないことを相互に確認する和解契約を締結したというケースで、Xは、取引履歴の開示を求めるときに、過払金が発生しているのであれば返還してほしい旨を申し入れていたほか、本件取引に貸金業法43条1項の適用がなく、相当額の過払金債務が発生していることを容易に知りえたAは、Xの動機を知悉していたものと推認できることから、Xの動機は黙示的に表示されていたとして、錯誤無効を認めている。このケースでは、過払金が発生していないという表示をAが積極的にしているわけではないが、Xが錯誤をしている事柄がYの側に関する事柄——本件取引に貸金業法43条1項の適用がなく、相当額の過払金債務が発生していること——であるにもかかわらず、Yがそれを正すことなく、自己に有利な和解契約をしていることが決め手になっているとみることができる。

Ⅳ 判例の状況のまとめと民法改正の方向

以下では、ここまでみてきた「動機の錯誤」に関する判例の状況をまとめた上で、民法改正の方向性を検討することとする。

1 判例の状況のまとめ

I 3で述べたとおり、「動機の錯誤」に関する従来の裁判例は、動機が「法律行為の内容」になったか否かにより錯誤無効の成否が判断されていると考えられるもの（法律行為の内容型）と、相手方の態様により錯誤無効の成否が判断されていると考えられるもの（相手方の態様型）に分かれる。

(1) 法律行為の内容型

法律行為の内容型は、さらに、性質に関する錯誤と前提に関する錯誤に分かれる。

ア 性質錯誤

このうち、性質錯誤については、目的物が持つべき具体的な性質は当然に「法律行為の内容」となるわけではないことから、それぞれの性質が特に「法律行為の内容」とされたとみることができる事情が必要とされている。従来の裁判例によると、性質について明示的な合意がされる場合のほか、その種の目的物について当然に備わっていることが予定される性質や、締結過程における当事者の表示や対価の定め等から契約上予定されていると評価される性質が「法律行為の内容」になるとされているとみることができる。

イ 前提錯誤

次に、前提錯誤については、制度の構造的な前提に関する錯誤とそのようなものにはあたらな個別的前提に関する錯誤を区別することができる。

このうち、制度の構造的な前提に関する錯誤については、従来の裁判例によると、動機が（少なくとも黙示に）表示されたとして錯誤無効が認められている。しかし、そのような構造的な前提は、表示されている場合はもちろん、特に表示されていない場合でも、「法律行為の内容」を構成しているとみるこ

とができる。

これに対し、個別的前提に関する錯誤については、そのような前提が当然に「法律行為の内容」を構成するとはいえないため、特に「法律行為の内容」とされたとみることができ得る事情が必要とされている。例えば、締結の経緯等からみて一定の前提が備わることが共通の了解となっていることや、一定の前提を備えていることを予定した代金額が合意されていること、契約の目的について特に合意されたり、その目的を実現するために必要な事柄が特に合意されたりしていることなどが、決め手とされているとみることができる。

(2) 相手方の態様型

相手方の態様型は、相手方が表意者の動機の錯誤を惹起した場合（惹起型）と相手方が表意者の動機の錯誤を利用した場合（利用型）に分かれる。

ア 惹起型

(ア) 不実表示型

相手方が表意者の動機の錯誤を惹起する場合の多くは、そのような動機の錯誤が相手方の誤った表示によって惹起されている。従来の裁判例をみると、消費者契約等のように、表意者と相手方との間に情報・交渉力の構造的な格差がある場合だけでなく、そのような構造的な格差があるわけではないが、相手方の誤った表示により、表意者が誤った決定をしてしまった場合にも、錯誤無効を認めるものがかなり存在する。

その際、「法律行為の内容」になっていることを理由とするものもあるが、多くの裁判例では、表意者の側が動機を（少なくとも黙示的に）表示しているという理由で無効が認められている。しかし、この場合、表意者は、相手方の誤った表示によって動機の錯誤に陥っているのだから、そのような相手方に対して表意者が動機を表示したことを問題にするのは、不自然である。実際には、相手方の誤った表示により、表意者に動機の錯誤を惹起したことが、錯誤無効を認める決め手になっているとみるべきだろう。

(イ) 誘導型

このほか、相手方が誤った表示をしたとい

うよりも、表意者が誤信するような誘導がおこなわれたと評する方が実態に合っているとみられる場合に錯誤無効を認めた裁判例も相当数存在する。ただ、この場合も、相手方が積極的な働きかけをした結果、表意者が錯誤に陥っているわけであるので、これもまた、相手方が表意者の錯誤を惹起した場合にあたるとみることができる。

イ 利用型

これに対して、以上のように相手方が表意者の動機の錯誤を惹起したのではなく、表意者が動機の錯誤に陥っているのを相手方が利用したとみられる場合に錯誤無効を認めた裁判例もいくつか存在する。そこでは、表意者が錯誤をしている事柄が相手方の側に関する事柄であるにもかかわらず、相手方がそれを正すことなく、自己に有利な契約をしていることが錯誤無効を導く決め手になっているとみることができる。

2 民法改正の方向

「動機の錯誤」に関する判例の状況は、以上のとおりであるが、これを「意思表示は、法律行為の要素に錯誤があったときは、無効とする」という現行民法95条本文から読み取することは不可能といわざるをえない。ⅡおよびⅢでみたように、個々の裁判例で錯誤無効を認めるために援用される理由づけにばらつきがみられたり、時として不自然な理由づけがおこなわれたりしているのは、明確な判断基準が目に見える形で提供されていないことによると考えられる。少なくとも判例の立場を是認するのであれば、実務の安定化をはかるために、それを読み取ることができるような規定を明文化する必要がある。

(1) 法律行為の内容型に対応する準則の

明文化

まず、法律行為の内容型に関しては、現在、法制審議会でも検討されているように、「動機が法律行為の内容になっているとき」という要件を定めるべきである。判例の一般的な定式化のうち、「動機が表示されて」という部分は、裁判例を子細にみると、現実には錯誤無効を認めるための決め手になっていない

と考えられ、これを明文化することは適当ではない。

別の機会に述べたとおり⁽¹⁴⁾、このことは、理論的にも正当化が可能である。現在の一般的な理解によると、法律行為をする際に、その前提となる事実について認識を誤っても、それは各当事者のリスクに属するのが原則である。それぞれの当事者は、事実についての認識を誤り、不利益をこうむらないようにするために、自ら情報を収集し、事実について正確な認識を得る必要がある。このように、情報収集に関する自己責任の原則を前提とした上で、現実の事実に関するリスクを相手方に転嫁することを正当化するためには、それが合意の内容になっていることが必要であると考えられる。そのような合意がされたときには、表意者は、事実を誤って認識したときでも、そのリスクを負う必要はなく、意思表示の効力を否定することができる——相手方が、自らした契約の効力を否定されるというリスクを負担する——と考えるわけである。これによると、基準となるのは「法律行為の内容」になっているかどうかであり、それと離れて特に「表示」を要求する意味はない。したがって、「動機の錯誤」を理由として意思表示の効力を否定するための要件としては、その認識が「法律行為の内容」になっているというだけで足りると考えられる。

(2) 相手方の態様型に対応する準則の明文化

もっとも、以上のように法律行為の内容型に対応する準則を明文化するだけでは、現在の判例のすべてを尽くすことはできない。相手方の態様型に対応する準則もあわせて明文化することが不可欠である。

ア 惹起型に対応する準則

Ⅲでみたように、相手方の態様型に関する従来の裁判例の大半は、惹起型に関するものである。そのうちの多数を占めるのは、相手方の誤った表示により表意者が動機の錯誤に陥る場合であるが、相手方が誤った表示をしたというよりも、表意者が誤信するような誘導をおこなった場合も少なくない。したがって、中間試案にみられたように⁽¹⁵⁾、錯誤が「相手方が事実と異なることを表示したため

に生じたものであるとき」に限定するのは適当ではない。むしろ、現在、法制審議会でも検討されているように、「動機の錯誤が相手方によって惹起されたとき」という要件を定める方が適当である。ただ、相手方が誤った表示をした場合がその代表例であることは確かである。したがって、例えば「動機の錯誤が、相手方が事実と異なることを表示したために生じたときのほか、相手方によって惹起されたとき」というように、これを例示して規定することも十分考えられる。

これも別の機会に述べたように、このような規定を設けることは、理論的にも正当化が可能である⁽¹⁶⁾。上述したように、情報収集については自己責任の原則が妥当し、情報収集に失敗するリスクを相手方に転嫁するためには、それを合意の内容にしたことが必要とされる。しかし、相手方が事実と異なることを表示するなどして、表意者の錯誤を惹起した場合は、相手方が表意者の意思決定を侵害したとみることができる。この場合は、そのような情報収集の失敗を惹起した相手方がリスクを負担すべき理由があると考えられる。

イ 利用型に対応する準則

問題は、利用型に対応する準則をどうすべきかである。

法律行為の内容型に対応する準則と惹起型に対応する準則を明文化するだけでは、相手方が表意者の動機の錯誤を惹起したのではなく、表意者が動機の錯誤に陥っているのを利用したとみられる場合に意思表示の効力を否定するための手がかりが規定の上では示されないことになる。しかし、このような場合に意思表示の効力を否定することを是認するのであれば、そのための手がかりを明文で示すことが少なくとも望ましいといえることができる。

上述したように、従来の裁判例をみると、相手方が表意者が動機の錯誤に陥っているのを単に「利用した」というだけで錯誤無効が認められているわけではなく、表意者が錯誤をしている事柄が相手方の側に関する事柄であるにもかかわらず、相手方がそれを正すことなく、自己に有利な契約をしていることが

決め手になっているとみることができる。これを定式化するならば、例えば、「相手方に係る事項について表意者が誤認をしている場合において、相手方がそのことを知り、又は容易に知ることができたとき（ただし、相手方が表意者に対し、当該事項について真実を告げたときを除く。）」と定めることが考えられる。

もっとも、Ⅲでみたように、利用型に属するとみられる裁判例の数は乏しく、少なくとも立法化に熟したほどの判例法理が形成されているとみることができるかどうかについては、異論の余地もあるだろう。問題となる事例の集積が進めば、さらに限定を加える必要や、逆に別の要因が備わる場合にも広げる必要が出てくる可能性は否定できない。そのような考慮から、利用型については明文化を見送り、今後の解釈に委ねることも、選択肢としてありうる。

その際の解釈の手がかりとなりうるのは、上述した惹起型に関する規定である。相手方が表意者の動機の錯誤を惹起した場合に、意思表示の効力が否定されるのは、相手方が表意者の意思決定を侵害したとみることができるからである。表意者が錯誤をしている事柄が相手方の側に関する事柄であるにもかかわらず、相手方がそれを正すことなく、そのまま自己に有利な契約をする場合は、表意者の錯誤を正すことが要請されるのに正していない点で、相手方が表意者の意思決定を侵害した場合と同視することができる。利用型に関する規定の明文化についてコンセンサスが得られないとしても、このような解釈の可能性を残すために、少なくとも惹起型に対応する準則を明文化しておく必要があるといえるべきだろう。

(14) 山本・前掲注(5)曹時63巻10号19頁以下・65頁を参照。

(15) 前掲注(1)中間試案2頁のほか、前掲注(2)中間試案(概要付き)4頁以下、前掲注(2)中間試案補足説明13頁以下を参照。

(16) 山本・前掲注(5)曹時63巻10号40頁以下・65頁を参照。

V 終わりに

「動機の錯誤」に関する判例の状況とそれを踏まえた民法改正の方向に関する検討は、以上のとおりである。その骨子は、Ⅳでまとめたとおりなので、繰り返さない。ここでは最後に、以上の規定を明文化するにあたって、「動機の錯誤」という用語を用いるべきかどうかということにふれておきたい。

法制審議会の審議では、中間試案の段階までは、「動機の錯誤」という用語を使わず、「目的物の性質、状態その他の意思表示の前提となる事項に錯誤」がある場合という表現が用いられていた。これに対し、中間試案の後の審議では、「いわゆる動機の錯誤」という用語が用いられ⁽¹⁷⁾、現在ではさらに「意思表示の動機に錯誤がある場合」という表現で提案が定式化されている⁽¹⁸⁾。「動機の錯誤」という用語は一般に確立した用語であり、実務でも広く用いられていることがその背後にあると推測される。

この「動機の錯誤」という用語は、もともと「意思表示は、動機に導かれて、一定の効果意思が形成され、その効果意思を表示しようという表示意思を媒介として、表示行為がおこなわれる」とみる伝統的な意思表示理論を前提としている。そのため、かりに「動機の錯誤」という用語を明文化するならば、この伝統的な意思表示理論を採用することをあらためて明示するという意味を持つものと受けとめられる可能性がある。しかし、このような伝統的な意思表示理論の当否については、賛否両論があるところであり⁽¹⁹⁾、現在においてあえてその採用を明文で示す必要があるとは考えられない⁽²⁰⁾。

しかも、この伝統的な意思表示理論によると、「動機」とは、「効果意思」に含まれないものとして位置づけられる。「動機」が「法

律行為の内容」になったときという判例の定式がわかりにくいと感じられるのは、「動機」という用語がこのような伝統的な意思表示理論に由来するところにその一因があるとみることができるとは。しかし、「法律行為の内容」になったときという要件が判例上確立したものであり、また、上述したように、理論的にも正当であるとするならば、むしろ「動機の錯誤」という用語を見直し、より適切な用語に置き換えることが望ましいというべきである。

「動機の錯誤」のポイントは、意思表示をする際に、表意者が事実を誤って認識したことにある。つまり、表意者の事実認識と現実の事実との間に齟齬があることが、ここでいう「錯誤」である。その意味で、これはむしろ「事実錯誤」と呼ぶ方が内実をあらわしている⁽²¹⁾。そのように理解するならば、「動機の錯誤」に関する準則を明文化する際にも、例えば、「目的物の性質その他当該意思表示の前提となる事実を誤って認識した場合」と定めることが適当というべきだろう⁽²²⁾。

(17) 前掲注(2)「部会資料66B」1頁。

(18) 前掲注(2)「部会資料76A」2頁。

(19) これを強く批判するものとして、平井宜雄「法律行為前注」川島武宜＝平井宜雄編『新版注釈民法(3)』(有斐閣、2003)38頁以下を参照。

(20) 民法(債権法)改正検討委員会編『詳解・債権法改正の基本方針Ⅰ』(商事法務、2009)108頁を参照。

(21) 山本・前掲注(5)曹時63巻10号13頁以下を参照。

(22) 民法(債権法)改正検討委員会編『債権法改正の基本方針〔別冊NBL126号〕』(商事法務、2009)28頁は、「意思表示をする際に人もしくは物の性質その他当該意思表示に係る事実を誤って認識した場合」としている。この定式でも問題はないが、Ⅱでみたように、性質錯誤と前提錯誤にあたるものが含まれることを明確にするためには、本文中で述べたように定めることが適当と考えられる。